

規制の事前評価書

政策の名称	有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する規定の整備	担当部署名	雇用環境・均等局 有期・短時間労働課	作成責任者名	有期・短時間労働課長 松永 久	評価実施時期	平成29年9月
法令案等の名称・関連条項	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号） 第6条、第13条、第16条						
規制の目的、内容及び必要性等	【現状及び問題点、規制の必要性】 事業主に対して課している短時間労働者の雇用管理の改善等に関する義務について、有期雇用労働者に対して課されていないものが存在する。 【規制の目的、内容】 現在事業主に対して課されている、短時間労働者の雇用管理の改善等の措置に係る以下の規定について、有期雇用労働者も対象に加えることとする。 ○雇入れ時における労働条件に関する事項を明示する義務規定 ○通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずる義務規定 ○労働者の雇用管理の改善等に関する事項関する相談のための体制の整備に係る義務規定						
想定される代替案	事業主が上記のような措置を講じることが望ましい旨を通達等で示し、行政による指導を行うことが考えられる。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	事業主に、雇用管理の改善等を行うための費用が発生すると考えられる。	事業主に、雇用管理の改善等を行うための費用が発生すると考えられる。					
2 行政費用	雇用管理の改善等の規定について、事業主に周知するための費用が発生する。	雇用管理の改善等の規定について、事業主に周知するための費用が発生する。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	改正案により、有期雇用労働者に対する雇用管理の改善が推進される。	通達に基づく指導が適切に行われることにより、有期雇用労働者に対する雇用管理の改善が推進される。					
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	改正案の導入により、国や企業に新たな費用が発生するものの、有期雇用労働者の雇用管理の改善が推進されることにより、労働生産性の向上につながり、ひいては企業や経済・社会の発展に寄与する。 また、代替案と比較すると、代替案は目的とする行政効果が得られるか不確定となり、便益は一般的に少なくなることが想定されるため、改正案が望ましいと考える。						
有識者の見解その他関連事項	改正案は、「同一労働同一賃金に関する法整備について」（平成29年6月16日労働政策審議会建議）（抜粋）を踏まえたもの						
レビューを行う時期又は条件	改正法案の附則において、この法律の施行後5年を目途として、改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。						